

生徒心得

本校学則第22条に基づき、本校生徒としての心得の大綱を示すものである。生徒はこの心得を守り、愛校精神を堅持し、規律・礼儀・勤労を重んじ、自主的によい校風を育てよう努めなければならない。

服装・容姿

1. 服装・容姿は、質素・端正・清潔を旨とする。通学その他公式の席に参列するときは、正規の服装を用いる。異装するときは、学校の許可を得る。服装の細部については、服装規程による。
2. 頭髪は清潔を保ち、高校生としてふさわしい髪型にする。

通学

1. 交通道徳をよく守り、高校生としてふさわしい行動をする。
2. 始業時刻10分前までに登校し、所定の時刻までに下校する。
3. 自転車による通学については別に定める。自動二輪車等による通学は禁止する。(自動二輪車等とは「原動機付自転車」及び「自動二輪車」を指す。)

校内生活

1. 校内では秩序と友愛を旨とし、互いに協力してよい生活環境を作るよう努力する。
2. 校舎の内外は常に清掃し、整理美化に努める。
3. 下履、上履の区別をはっきりする。
4. 学校施設・校具等を大切にし、破損・汚損・紛失等を

しないように努める。これらのことが起こった場合には直ちに担任または関係職員に申し出る。故意と認められる場合は実費を弁償する。

5. 火気を取り扱う場合は、担任または関係職員の許可を得て行い、後始末を完全にす。
6. 盗難予防のため各自の所持品には必ず記名し、その保管には注意する。保管にあたり、各ホームルームの個人ロッカーを使用する。個人ロッカーには施錠をする。
7. 物品の紛失または拾得をした場合には、担任または関係職員に届け出る。
8. 登校後、担任の許可なくして校外に出ない。
9. 専心勉学に励み、学友に迷惑を及ぼすことのないように心がける。
10. 遅刻して教室に入る時は、教科担任の許可を受ける。また、休み時間などを用い、遅刻して到着した旨を速やかに担任に報告する。
11. 早退や欠課をする場合は担任の許可を受ける。
12. 校内で集会を行ったり、雑誌・パンフレット等の配布や掲示をする場合は責任者を定め、関係職員を通じて校長の許可を受ける。
13. 学校の施設・備品・校具を使用する場合は、関係職員を通じて校長の許可を受ける。

校外生活

1. 校外においてはルールや社会道徳を守り、他者に非難を受けたり迷惑をかけたりしないよう心がける。
2. 本校生徒としてふさわしくない遊技場・飲食店等への出入りを禁止する。
3. 次の項目については学校に届を提出すること。
 - (1) アルバイト

- (2) 個人またはグループによる旅行、集会等

<アルバイトについて>

- 1 本人の学業成績・健康状態が良好であること。
- 2 学校生活に支障がないこと。
- 3 アルバイトをせざるを得ない事情があること。
- 4 職場及び仕事内容が、健全であり安全であること。
- 5 原則として長期休業中であること。
- 6 勤務時間が午後9時以降にならないこと。
- 7 自動車・自動二輪車等を使用する業務でないこと。

その他

1. 喫煙・飲酒・暴力行為等は理由の如何にかかわらず、学校の内外を問わず厳禁する。
2. 生徒会・部活動等で他校に連絡するときは、関係職員を経由して校長の許可を得る。
3. 交友は常に互いに理解と敬愛の念を持ち、男女間では特に明朗・公正・清純に交際し、明るい学校生活を営むようにする。

請願届

1. 別に定められた様式に則り、所定の用紙を使用すること。
2. 願書・届書はすべて校長宛とし、担任を経由して提出すること。
3. 傷病のため欠席・見学等が1週間以上にわたる時は、願届書に医師の診断書を添えること。

服装規程

1 制服

冬季の服装を正装とし、夏季の服装は略装とする。

男子

冬季（1学期5月GWまで及び2学期中間考査以降）

ア 上衣（本校指定のもの）

- ・紺色ブレザー
- ・シングル2つボタン。左胸にエンブレム。
- ・襟に校章をつける。

イ 下衣（本校指定のもの）

- ・紺系チェック柄のスラックス
- ・左右1本ずつのタック

ウ シャツ・ネクタイ

- ・白無地のワイシャツ
- ・本校指定のネクタイ（ブルー・グレー・カラシのストライプ）

夏季（5月GW明けから2学期中間考査最終日まで）

ア 上衣は着用しなくてもよい。

イ 下衣（本校指定のもの）

- ・紺系チェック柄の夏用スラックス

ウ シャツ・ネクタイ

- ・白無地のワイシャツ・ポロシャツいずれでもよい。
ポロシャツについても白無地であること。
- ・ネクタイは着用しなくてよい。

*公式の場では必要に応じて上衣やネクタイを着用する。

女子

冬季（1学期5月GWまで及び2学期中間考査以降）

ア 上衣（本校指定のもの）

- ・紺色ブレザー

・シングル2つボタン。左胸にエンブレム。チェック柄箱ポケット。

・襟に校章をつける。

イ ベスト（本校指定のもの）

・Vネック・シングルボタン・スカートと同柄が前身ごろ両サイドに入る。

ウ 下衣（本校指定のもの）

・スカート チェック柄 18本の車ヒダ

*防寒用のスラックス（紺色）も正装に位置づける。

エ シャツ・リボン

- ・丸襟ワイシャツまたは白無地のワイシャツ
- ・本校指定のリボン（萌黄色）

夏季（5月GW明けから2学期中間考査最終日まで）

ア 上衣は着用しなくてもよい。

イ 下衣（本校指定のもの）

・紺系チェック柄の夏用スカート

ウ シャツ・リボン

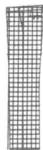
- ・白無地のワイシャツ・ポロシャツのいずれでもよい。
ポロシャツについても白無地であること。
- ・リボンは着用しなくてよい。

*公式の場では必要に応じて上衣やリボンを着用する。

希望購入し、制服として着用できるもの

- ・男女共通スクールセーター
紺色 左胸に指定マークつき
- ・男女共通ニットベスト
白色 左胸に指定マークつき
- ・女子用スラックス
本校指定・紺色

〈男子制服〉



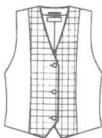
エンブレム ネクタイ



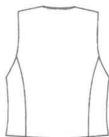
〈女子制服〉



〈女子ベスト〉



リボン



〈希望購入〉

男女共用
スクールセーター



男女共用
ニットベスト



女子用
スラックス

2 着こなし・整容について

本校生徒として校内外で生活するときは、制服をきちんと着用すること。

制服を改造しないこと。改造したものについては使用を禁じるので、新たに購入する。

着こなしについて

- 1 ワイシャツ・ブラウス等のボタンはきちんと留め（夏季は第一ボタンは留めなくてもよい）裾をスラックスやスカートに入れる。
- 2 スカートの長さの基準は「膝丈」とする。折り曲げたりベルトで留めて短くしない。
- 3 男子はベルトを着用（標準型で華美でないもの）すること。また、スラックスの裾を捲り上げたり、ウエストを下げたりしない。

整容について

- 1 下履
 - ・黒茶の革靴、または運動靴とする。ブーツや踵の高いもの、サンダルは不可とする。
- 2 上履
 - ・学校指定の上履きを使用する。
- 3 靴下
 - ・黒・白・灰・紺・こげ茶の無地の標準型とする。また、ストッキングは黒・茶・ベージュとする。
- 4 セーター・ニットベスト
 - ・本校指定のものを着用する。（それ以外は着用してはならない。）
- 5 コート・ジャンパー
 - ・防寒具として着用してもよい。色は黒・紺・灰・白・茶の無地とする。なお、皮・人工皮革・ジーンズ製の

もの、および部活動で使用しているウインドブレーカー等の着用は不可とする。

6 頭髪等

- ・高校生としてふさわしい清楚・清潔を旨とする。染髪・脱色・パーマ・特異な髪型（過度な長髪・刈り上げ・段差のある髪型）は禁止する。
- ・髪どめは華美でないものとする。

7 化粧・装身具・美容整形

- ・化粧をすることや装身具（ピアス等）を身に付けること・美容整形は禁止する。

8 異装

- ・健康上の理由やその他特別な理由で規定以外の服装をする場合は「異装願」を担任に提出し、学校の許可を得る。

9 ひざ掛け等

- ・授業時や教室内での防寒については、教科担当者の許可を得る。

携帯電話・スマートフォン・タブレット等 電子機器端末の校内使用に関する規程

携帯電話・スマートフォン・タブレット等の電子機器端末（※以下「端末」）は大変便利で我々の生活になくてはならないものとなりつつある。しかしその一方で使い方を誤ると、他人に迷惑をかけたり、自らが深く傷ついたり、思いもよらないトラブルに巻き込まれ兼ねない危険な側面も併せ持っている。また、これらの「端末」はその性質上極めて個人的なツールであり、その極めて個人的なものを団体生活の場である学校に持ち込むことには大きな問題があると看做ざるを得ない。「端末」を正しく有効に活用することを学び、高校生活を豊かで有意義なものとするため、以下の規程を遵守しなければならない。

1 携帯電話・スマートフォン等の取り扱いについて

- ① 終日、校内での使用を認めない。通話やメールは勿論のことゲームやインターネットの使用・写真や動画等の撮影も同様である。また、充電等も一切してはならない。ただし、朝学習開始以前（8：30まで）および帰りのSHR終了以降における校舎外（HR棟・管理棟・体育館・食堂合宿所・武道館・部室およびこれらをつなぐ通路以外の場所）での使用のみ許容する。
- ② 校内においては電源を切り、個人ロッカーないしは鞆の中にした状態で管理すること。
- ③ 上記①・②の制限に違反した場合は「端末」を一時的に預かり、反省を促す。違反を繰り返す場合は、預かり期間の延長・保護者への返還・特別指導等指導内容を強化する。

2 学習用タブレットの取り扱いについて

- ① 教員の指導監督下で担当教員の指示に従って使用すること。
- ② あくまで学習用としての使用を認めるものであり、学習用途以外での情報検索や動画視聴等は禁止する。
- ③ 毎日自宅にて確実に充電しておくこと。校内での充電は禁止する。
- ④ 写真・動画等の撮影やその映像を使ったSNSへの投稿等は厳に慎むこと。学習活動上必要な校内での撮影に関しては担当教員の許可を受け、肖像権の侵害等法令に抵触する危険性に十分配慮の上、担当教員の確認を受けること。
- ⑤ 私物のケースやモバイルバッテリー等周辺機器の使用は認めるが、その管理には十分留意すること。

自動販売機規程

1 販売時間

始業前、休み時間、放課後とする。
授業時間、自習時間の購入は禁止する。

2 ごみ処理について

販売機前のゴミ箱・教室等のゴミ箱に分別処理をする。
飲み残しを放置しない。下校時に投げ捨てない。

3 飲む場所など

自販機前、教室等で飲むこと。通路・廊下での飲み歩きはしない。自転車乗車中に飲まない。
授業中やSHR中は机上に置かない、飲まない。

4 販売の停止

使用状況がよくない場合は、生徒指導部で協議し販売を中止する。

5 自販機のトラブルについて

おつりが出ないなどのトラブルについては、自販機の脇に連絡先が書かれているので各自で連絡を取る。(担任や部顧問に窓口になってもらう。)
自販機は1台ごとに違う会社が参入している。

交通安全について

交通安全についての知識・技能・マナーを身につけ、交通規則を遵守して交通事故に遭遇することのないよう十分に注意しなければならない。

1 通学に自転車を利用する場合

- ア) 通学に利用する自転車は各学期に行われる定期点検を受け、本校指定の鑑札ステッカーを後部フェンダー等の見えやすい所に貼付しなければならない。(自転車を換えた場合等は担任に申し出ること)
- イ) 登校後は、各クラスごとに指定された駐輪場を利用し、必ず自立式スタンドを使って整然と駐輪すること。
- ウ) 登下校時は時間的余裕を持ち、無理なスピードを出したりすることのないよう精神的ゆとりを持って乗車すること。特に雨天時は合羽の着用等により視界が悪くなるため細心の注意を払うこと。
- エ) 並列走行・右側走行・～ながら運転・傘さし運転・日没後の無点灯・二人乗り等は厳に慎むこと。
- オ) いざという時に備え、自らの身を守るためヘルメット・グローブ等の着用につとめること。
(※道路交通法の一部改正により、令和5年4月から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。)

2 自動車・自動二輪車等

自動車・自動二輪車等(原動機付自転車を含む)の運

転免許取得・車両購入・運転等に関しては、埼玉県教育委員会の方針に則り所定の手続きをもって学校に届出なければならない。違反した場合は特別指導の対象となる。